

令和8年6月定例会 一般質問 野口昌史議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。)

「空き家問題と高齢化—地域の力で守るまちの未来」

○野口昌史 皆様おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、日本維新の会、野口昌史、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大項目1の空き家問題と高齢化につきましてでございますが、昨年9月の議会におきまして、私が空き家問題と重層的支援体制整備事業について、それぞれ別の大項目として質問させていただきました。その当時はそれぞれ独立したテーマとして取り上げましたが、その後地元の関屋地区をはじめ、各地域で住民の皆さんといろいろと対話を重ねる中で、この2つの問題は切り離せないものだという実感を強く持つようになりました。これは住民の方から聞いたお話ですけども、隣の家が長い間空き家になったままになりまして、持ち主は以前に早くにお亡くなりになり、しばらくは子供さんがたまに手入れに来ていたけど最近は全然音沙汰なしで、このとおり草も木も生え放題ですわと、私ももう80代後半で子供たちも独立して大阪に住んでるから私が亡くなった後はこの家を見てくれる人もおらんやろうなって、こんな声をお聞きしまして、私のほうとしても、これは特別なケースではなく、このままこれから同じようなケースが幾つも起こり得るのではないかと非常に心配しております。高齢者の方が施設に入所されたりお亡くなりになったりして空き家が生まれる、そして残された地域ではコミュニティーの力も弱っていく、そして空き家の管理も高齢者の見守りもますます難しくなる、この悪循環を断ち切るためには、空き家対策と福祉の課題を一体的に捉え、そこに地域の力、住民の力を引き出していくことが必要だと考えております。本市におきましては、本年度から第四期香芝市地域福祉計画がスタートし「支え合い 共に創る『共生』のまち かしば」という基本理念を掲げられました。また、令和7年3月には、空家等対策計画を改定されておられます。この2つの計画をより実効性のあるものにしていくためにも、以下のとおり順を追って質問させていただきます。

まず、1問目でございます。昨年9月議会で私がお聞きした空き家相談会の実施状況について、昨年の10月から11月頃に空き家相談会を実施する予定であるとのことご答弁がありましたが、その実施状況と相談件数、相談内容についてお聞きし、私の壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○都市創造部次長 空き家相談会は、令和7年11月22日及び令和8年2月28日のいずれも土曜日に開催し、4件の相談がございました。

相談内容につきましては、相続、借地権などの権利関係が2件、利活用の相談が1件、売却の権利関係が1件でございました。

以上でございます。

○野口昌史　ありがとうございます。空き家の件数に対して相談件数が少ないのではないかというふうに思いますが、6月の本市の広報には次回の空き家相談会を令和8年6月27日に開催予定とありますので、ぜひさらなる周知の徹底としっかりと市民に寄り添った相談会になるようにお願いいたします。

次に、2問目でございます。今ご答弁いただきましたように、相談会などの取組は着実に進められているということでございますが、個別相談だけでなく、空き家の流通の仕組みとして促進していくことが重要だと考えます。同じく9月議会で民間業者による空き家流通促進プラットフォーム構築を検討中とご答弁がありましたが、現在の市のプラットフォーム構築の進捗状況についてお聞かせください。

○都市創造部次長　現在空き家流通促進プラットフォームを構築し、空き家等の流通を促進させて空き家数の減少に成功した生駒市の取組を視察するとともに、本市の空き家流通促進プラットフォームの構成員の選定等を行うための資料を作成しているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史　ありがとうございます。

では次に、同じ県内で成果を上げられている生駒市について、空き家流通促進プラットフォームはどのような団体から構成されてるのかお聞かせください。

○都市創造部次長　生駒市は、公益社団法人奈良県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会奈良県本部、一般社団法人奈良県建築士会、奈良県司法書士会、特定非営利活動法人空き家コンシェルジュ、株式会社南都銀行、奈良県土地家屋調査士会及び奈良県建築協同組合の各団体から選出された事業者から構成されております。

以上でございます。

○野口昌史　ありがとうございます。

続けてお伺いいたします。

他市におきまして、その他の団体が構成員となっている空き家流通プラットフォームはあるのかどうかお聞かせください。

○都市創造部次長　他市におきましては、商工会議所、社会福祉協議会、シルバー人材センター等の構成員となっている空き家流通促進プラットフォームがございます。

以上でございます。

○野口昌史　ありがとうございます。生駒市の事例に加え、他市では商工会議所や社会福祉協議会、シルバー人材といったより地域に密着した団体も構成員に加わっておられるということで、空き家対策がもはや不動産取引の枠にとどまらず地域全体で取り組む課題となることがよく分かります。それぞれの地域の特性に応じた様々な形があるということ踏まえて、次の質問に移らせていただきます。

プラットフォームの構築は進みつつあるということでございますが、空き家対策はいろ

いろな複合的な要素が原因でありますので、都市創造部だけで完結するものではないと考えております。やはり地域や福祉との連携が不可欠であります。

そこでお尋ねいたします。

地域の問題を一番近いところで把握されている自治会と連携した空き家対策は何かされてますでしょうか。

○都市創造部次長 自治会と連携して実施してるものではありませんが、地域住民から空き家の状況等について連絡をいただき、本市から空き家等の所有者等に通知して空き家の適正な管理を促してるところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。同じ香芝市内でも、中心部と閑屋とか自然の多いところ、場所によってそれぞれ空き家の状況というのは違ってきますので、地域ごとに情報というものは大切でありますので、引き続きしっかりと状況等について把握できるように努めていただきたいと思います。

次に、健康福祉部にお尋ねしたいと思います。

重層的支援体制整備事業における福祉総合相談窓口等において住まいの相談を受ける場面があると思いますが、どのような相談があり、どのように対応しているのか、また都市創造部との情報共有はされているのかお聞かせください。

○健康福祉部次長 本市の委託事業といたしまして、香芝市社会福祉協議会が開設しております福祉総合相談窓口や健康福祉部の各窓口には、家賃等の支払いが困難である、保証人がいないために賃貸住宅を契約できないといった住まいに関する相談が寄せられております。これらの相談につきましては、生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金制度を案内するとともに、住宅確保要配慮者居住支援法人と連携し、入居先の確保に向けた支援を行っているところでございます。

また、これまで健康福祉部の窓口におきましては空き家に関する相談の実績がないことから、現時点では都市創造部との情報共有は行っていない状況でございます。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。今のところ、健康福祉部には、空き家に直接関連するような相談はないということを確認させていただきました。しかしながら、私は健康福祉部と都市創造部などが横断的に連携し、空き家対策を行うべきかと考えますが、これに対しての見解についてお聞かせください。

○健康福祉部次長 空き家対策につきましては、発生の抑制と発生後の対応の両面から取り組む必要があると考えております。健康福祉部といたしましては、香芝市社会福祉協議会、民生児童委員等と連携いたしまして住まいに関する支援が必要な世帯の早期の把握に努めるとともに、福祉サービスや見守り支援につなげることにより空き家の発生抑制に取り組んでまいりたいと考えております。またあわせまして、必要に応じて都市創造部と情報共有を図りまして、庁内における連携の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○野口昌史 ありがとうございます。連携もしていただいているということで。今ご答弁の中にありました、発生した後の対策と発生予防の観点から取り組む必要があると、ここは確かに大切なところであると思います。健康福祉部に寄せられる情報には、空き家問題の予防対策を行う上で有用な情報が含まれるケースが少なからずあると思われます。今後は、ぜひそのような視点もお持ちになりながら住民の相談に耳を傾け、また市の中で連携できるシステムを構築していただけるようお願いしておきます。話が少し前後しますが、質問2で空き家流通促進プラットフォームの構成員の選定を行ってるというご答弁がございましたが、連携の重要性を考えると、ぜひ構成員には空家等対策推進協議会と同様に自治会の代表の方や、また社会福祉協議会にも参加していただいているかどうかという意見を申し添えたいと思います。

次に、恐らく市内で最初に問題が顕著に現れ、早急な対策検討が必要だと考えられる空き家が集中する閑屋周辺地区の具体的な対策と高齢化に伴う空き家発生の予防についてお尋ねいたします。

閑屋周辺地区の空き家増加の要因の一つといたしまして、道路などの交通の利便性が低いことが理由として挙げられておりましたが、その後の道路整備の進捗についてお聞かせください。

○都市創造部次長 閑屋周辺地区の道路整備につきましては、都市計画道路尼寺閑屋線の予備設計を実施しておりまして、令和8年度前半までに完了させ、引き続き早期の事業着手を目指してまいります。また、国道165号香芝柏原改良の事業区間に接続する穴虫田尻線の穴虫地区及び田尻地区と閑屋地区を結ぶ区間につきましては、今月6月に予備設計に着手しているところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。今お聞きしますと、道路整備は進みつつある状況だということが分かりました。閑屋周辺地区を含め、香芝で旧村と呼ばれる地域は、ご存じのとおり道が狭く、市内中心部とは違い、空き家の流通が起こりにくい状況にあります。道の改良はもちろん、公共交通機関の充実また利活用など、様々な方策を複合的に考える必要があると考えております。

そして、もう一つの理由として、地域の高齢者世帯の増加に伴うことが考えられます。冒頭で述べたような悪循環が起きないように、予防という観点からも対策が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。

高齢者世帯の増加に伴う空き家発生の予防について、本市では住まいのエンディングノートの活用等をされてるとお聞きしておりますが、その内容についてお教えてください。

○都市創造部次長 将来的な空き家の発生を防ぐため、家系図、建物、土地などに関する情報を記入する住まいのエンディングノートの活用を推進しているところでございます。

なお、令和8年5月18日から実施しております高齢者を対象とした地域公共交通運賃等助成事業の説明会において住まいのエンディングノートを配布し、周知及び啓発を行ってところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。この取組ってなかなかよいものだと思いますので、ぜひ引き続き続けていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは最後に、まとめといたしまして、空き家対策の今後の方向性について2点伺いたします。

国土交通省は令和6年1月の通知で空き家対策と所有者不明土地対策の一体的・総合的推進を求めています。本市における所有者不明土地対策との一体的推進についてお聞かせください。

○都市創造部次長 管理が適正に行われていない所有者不明土地空き家が2件ございまして、現状においては特定空家等に認定されるものではありませんが、管理不全空家に移行するおそれがあるため、所有者不明土地に対して家庭裁判所が選任した管理人に管理処分の権限を与え、適切な管理や売却が可能である所有者不明土地管理制度を活用し、空き家対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。所有者不明土地の空き家が本市にも2件存在しているということと、これらが管理不全空家に移行する前に予防的に対応していくということは、先ほどの質問7のところでも触れさせていただきました発生予防の観点とも重なる大変重要な視点でございます。家庭裁判所が選任した管理人に管理処分の権限を与えるという所有者不明土地管理制度を有効に活用して、空き家対策を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、第四期香芝市地域福祉計画では「支え合い 共に創る『共生』のまちかしば」を理念に掲げておられます。空き家対策もまたこの理念の下に進めるべきであると私は考えておりますが、**市の今後の空き家対策についてお聞かせください。**

○都市創造部次長 これまでも空き家対策として行ってまいりました所有者に対する適正管理を促す連絡や通知文の送付、空き家の利活用や除去に対する香芝市空家等対策推進支援事業（利活用）補助金の交付及び個別の空き家相談会の開催を継続するとともに、今後におきましては、不動産事業者、宅地建物取引事業者、建築士、司法書士をはじめ、さらに社会福祉協議会や地域の代表の方などを構成員とした空き家流通促進プラットフォームを構築し、多様な団体と協働した空き家対策を目指してまいります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。空き家流通促進プラットフォームの構成員、自治連合会長や社会福祉協議会の方にも参加いただけるというご答弁、大変ありがたく受け止めてさせていただきました。

ここまで空き家問題と高齢化、そして地域の力という観点から質問させていただきました。冒頭でも申し上げましたとおり、空き家問題は、単独で存在する問題ではなく、高齢化、コミュニティの希薄化、住まいの相談、所有者の不明化など様々な要素が複雑に絡み合った、まさに共生のまちづくりの全体の課題であります。ご答弁いただきましたとおり、相談会の継続、補助制度の活用、エンディングノートによる発生予防、所有者不明土地管理制度の活用、そして新たに構築される空き家流通プラットフォーム、これらの施策が第四期地域福祉計画の基本理念「支え合い 共に創る『共生』のまち かしば」の下に有機的に連携し、地域全体の力で取り組んでいただけることを心より期待しております。

最後に、1点、本日の議論を踏まえてご提案させていただきたいと思います。

これは、市民さんからの話をお聞きしてこれはいいんじゃないかなと思ったお話なんです。1つ目は、最近香芝、正確に言うと関屋に引っ越しされてこられた小さなお子様のいる若い夫婦の方が、ここは自然もあって子育てできる環境のいいところですねと、引っ越してきてよかったですという話をお聞きしました。もう一方で、今度は高齢の方で、若いときはこの辺りは自然に恵まれ住みやすいところだと思っていましたが、高齢になると逆にこの坂とか買物が不便になるんだよねという、こういう2つのお話をお聞きしまして、これを聞きまして、三橋市長が以前に子育て世帯は関屋地区のような自然豊かな地域で、また高齢になられたら買物や通院に便利な市内中心部にお住まいになるというライフステージに応じた住居モデルについてお話しされてるのを思い出しました次第で、これに私が以前提案させていただきました空家等活用促進区域の創設や関屋地区の道路整備などを組み合わせれば、これは香芝独自の循環型居住モデルとして発展し得るのではないかと考えております。さらに言えば、昨日吉田議員がお話しされていましたセーフティーネットとしての利活用も、加えるのもよいのではないかと思います。ぜひこれらのことにつきまして前向きな検討をお願いし、大項目、景観団体への移行への質問に移らせていただきます。

「景観行政団体への移行について―自然との共生」

○野口昌史 それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。

二上山は、万葉の時代から人々の心に刻まれてきた、香芝市と葛城市にまたがるかけがえない景観資源でございます。河川やため池、田園風景、そしてどんづる峯やサヌカイトに象徴される歴史遺産、香芝市には先人たちが自然との共生の中で育んできた豊かで多彩な景観がございます。隣接する葛城市は、令和2年に景観行政団体に移行し「青垣に見守られた豊かな歴史と自然に溢れるまち」という基本理念の下、景観計画を策定されました。同じ二上山を共有する本市といたしましても、この景観を市民の共有財産として、県任せではなく、自らの手で守り育てていく姿勢が問われていると考えます。本市はこの秋に景観団体への移行を目指されておられると承知しておりますが、移行を控えました最後の定例会といたしまして、その準備状況と今後のビジョンについてお尋ねいたします。

まず最初にですが、本市が景観行政団体への移行を目指す目的とその意義についてお聞かせください。

○都市創造部次長 本市が独自に景観計画を定め、これに基づいて本市における景観を形成し、維持するために必要となる景観の誘導を行うことが目的でございます。

なお、景観計画は、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画であり、景観法に基づく必須事項を含め重点景観形成区域を定め、また建築物の建築や工作物の建設など一定の行為に対して行為の制限の基準、景観形成基準を定めることとなります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。本市が独自に景観計画を策定し、重点景観計画区域を定め、そして景観形成基準を定めることができるようになる、これは本市が自らの手で景観を守り育てていくための非常に大きな一歩であると受け止めさせていただきます。

次に、景観行政団体への移行から景観計画を策定するに至った経緯についてお聞かせください。

○都市創造部次長 令和6年3月の香芝市議会定例会におきまして中井議員からの景観条例の制定についてのお尋ねがあった際は、景観条例の制定は考えておりませんと答弁いたしました。その後令和6年6月に新たに就任しました三橋市長の指示により方針を変更し、良好な二上山の眺望景観や市街地景観を維持し、または形成していくために、特に二上山の景観は必ず後世に残し、絶対に破壊されることがないようにということで、景観条例の制定や景観計画の策定に向けて手続を進めていくこととしたものでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。今ご答弁の中にありました二上山の景観を必ず後世に残し、絶対に破壊されることがないようにという、このお考えの下、景観条例の制定と景観計画の策定が進められてるということがよく分かりました。二上山は、本市の象徴であり、市民の共有財産でございます。この方向性を私も強く支持させていただきたいと思えます。

次に、移行を控えたこのタイミングで具体的なスケジュールと準備状況について確認させていただきます。

景観行政団体への移行に向けて奈良県との協議はどの段階にあるのか、現時点での進捗状況と具体的なスケジュールについてお聞かせください。

○都市創造部次長 現在奈良県と景観法第7条第1項ただし書の規定による協議を行うため準備を進めているところでございまして、令和8年8月に奈良県の同意を得て、同年10月に景観行政団体へ移行することを目指してるところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。8月に県の同意、そして10月に景観行政団体への移行を目指されておられること、引き続き県との協議を着実に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、景観行政団体への移行に伴いすぐに香芝市景観計画を運用するのか、また移行から計画運用開始までの間はどのようなになるのかをお聞かせください。

○都市創造部次長 景観行政団体となった後に香芝市景観計画の策定の手続を行う必要があるため、景観行政団体への移行後、本計画が施行されるまでの間は、奈良県景観計画及び奈良県景観条例により運用することとなります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。移行から香芝市景観計画施行までは、奈良県景観計画及び景観条例を運用するというので、空白期間が生じない仕組みになってるということが分かりました。

それでは次に、景観計画の策定までの具体的なスケジュールについて詳しくお聞かせください。

○都市創造部次長 令和7年7月に香芝市景観計画基礎調査業務に着手するとともに、同年9月には、無作為に抽出した本市に居住する満18歳以上の2,000人に対して本市の景観に関するアンケート調査を実施いたしました。令和8年4月からは、香芝市景観計画策定業務に着手しており、景観計画区域、届出対象行為、景観形成基準等の検討を進めているところでございます。本計画は、令和8年12月に策定を完了する予定でございまして、その後市民及び事業者に対して本計画の周知を行い、令和9年7月頃の運用の開始を予定してるところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。12月に景観計画を策定して来年の7月から運用を開始するというので、具体的なスケジュールが明確になりました。

次に、香芝市が今後どのような景観を守り育てていくのか、そのビジョンと市民の声をどのように反映させていくのかについてお伺いしたいと思います。

本市には、先ほども述べましたように、二上山、どんづる峯、サヌカイトの産出としての歴史、またため池や田園風景、旧街道の町並みなど本市ならではの景観がございますが、景観計画を策定するに当たり、本市が守り育てていくべき景観をどのように認識しておられるのかお考えを聞かせてください。

○都市創造部次長 本市には、大阪都心部に近い立地であつても身近な街路樹や公園などの豊かな緑が多く、また河川やため池、市街地からの一体的に見た二上山の眺望など、優れた景観があるものと認識してるところでございます。また、高山台地区や真美ヶ丘地区等の住宅地等については一定の町並みが形成されてる一方で、整備から時間が経過しました駅前広場等では、必ずしも一定のコンセプトに基づいて景観が形成されてるものではないという印象を持っておるところでございます。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。市内中心部の街路樹や公園の緑、河川やため池、そして市街から一体的に見た二上山の眺望、これらの景観が本市の魅力であることを改めて確

認させていただきました。また一方で、駅前広場などについては一定のコンセプトに基づいた景観形成がなされていないとのご認識、これは今後の景観計画において大変重要な視点であると受け止めております。

次に、景観計画をどのように住民の声を反映させるのかという観点からお伺いいたします。

葛城市では、景観計画の策定に当たり、まず市民にどこを守りたいかという問いかけをし、またワークショップを5回開催し、市民の声を基に景観形成基準を策定されたとお聞きいたしました。本市においては、どのようなプロセスを考えておられるかお聞かせください。

○都市創造部次長 令和7年9月に実施しました本市の景観に関するアンケート調査では、897人から回答がありました。現在その意見を反映させた香芝市景観計画を作成中でございまして、今後香芝市景観計画の素案に対するパブリックコメントを実施し、いただいた意見も考慮してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。897人の方からアンケートにご回答いただいたということでございますが、これは大変貴重な市民の声であると思います。先ほど触れさせていただいた葛城市では、アンケートに加えて5回のワークショップを開催し、市民が直接どこを守りたいかを語り合う場を設けられました。本市におきましても、パブリックコメントに加えて市民の思いを直接拾い上げる場を設けていただけると、より市民に支持される景観計画になるものと考えますので、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

さて、今守るべき景観のビジョンをお伺いいたしました。

では次に、それをどのように守っていくかについてお尋ねしたいと思います。

景観法に基づく届出勧告制度は、形態意匠については変更命令まで可能ですが、高さや壁面位置、敷地面積については勧告にとどまり、建築確認の対象にもならないと承知しております。つまり、景観計画による規制には一定の限界があると考えますが、景観行政団体として届出制度を運用していくに当たり、景観法に基づく勧告や変更の措置を命ずることによる実効性についてはどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

○都市創造部次長 景観法第16条第1項の規定により、景観計画区域内で一定の行為を行う場合は事前に届出を行うことを義務づけております。同条第3項の規定により、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を取ることを勧告することができます。また、同法第17条第1項の規定により、景観計画に定められた建築物または工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者またはした者に対し、当該制限に適合させるための必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他必要な措置を取ることを命ずることができるため、実効性の高い景観の規制や誘導ができるものと考えております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。景観法第16条の届出と勧告、そして17条の形態意匠に関する変更命令、これらの制度により、より実効性の高い景観の規制や誘導ができるとのご認識、確認させていただきました。

しかしながら、景観法に基づく景観計画は、届出勧告を中心とした誘導的手法であり、自然環境や地質遺産の直接的な保全には限界があると考えます。その一方で、独自の保全条例は、より直接的な規制や保全措置を定めることが可能でございます。

そこでお尋ねいたします。

二上山周辺地区に関して、景観法と保全条例の関係について市の見解についてお聞かせください。

○都市創造部次長 二上山周辺地域は、自然公園法第20条第1項の規定による金剛生駒紀泉国定公園の第2種特別地域及び奈良県自然環境保全条例第27条第1項の規定による金剛葛城山麓景観保全地区に指定されておりますが、少なくとも同地域の指定外となっている地域を香芝市景観計画の重点景観形成区域に指定する予定でございまして、これにより二上山周辺の全地域がいずれかの地区または区域に指定されることとなることから、実効性の高い景観の規制や誘導ができるものと考えております。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。二上山周辺地域につきましては、既に金剛生駒紀泉国定公園の第2種特別地域、そして奈良県自然環境保全条例による金剛葛城山麓景観保全地域に指定されており、これまで指定外であった地域を香芝市景観計画の重点景観形成地区に指定することで二上山全域がいずれかの地区に含まれることになる、大変重要なお答弁をいただきました。私が昨年12月議会で提案いたしました保全条例の趣旨は、まさにこの二上山を一体的に守り、後世に確実に残していくということでありましたので、本市の景観計画によってその目的が達成されるとのご答弁、大変ありがたく受け止めさせていただきます。今後の景観計画の運用が始まりましたら、その実効性をしっかりと検証いたし、必要に応じてさらなる保全措置についても議論を進めてまいりたいと思います。

最後になりますが、景観行政団体として一步を踏み出した後の中長期的な展望についてお伺いいたします。

景観行政団体として第一歩を踏み出された後、**本市は中長期的にどのような景観行政を目指していくのか、市の展望についてお伺いいたします。**

二上山を共有する葛城市との広域な連携、景観重要建造物や景観重要樹木の指定、景観協定の活用など、景観法には様々な制度が用意されております。これらを今後どのように活用していくお考えなのかお聞かせください。

○都市創造部次長 まず、香芝市景観計画の運用に関しまして、市民及び事業者に対して、本市の特徴に応じた景観づくりの方針を理解していただくことが重要であると考えております。また、**中長期的には、重点景観形成区域における良好な景観の形成と保全に対する評**

価を行うとともに、必要に応じて香芝市景観計画を改定することで継続した良好な景観の形成と保全を目指してまいります。

以上でございます。

○野口昌史 ありがとうございます。まず、香芝市景観計画の運用を開始し、市民や事業者に景観づくりの方針を理解していただくこと、そして中長期的には景観計画の改定も視野に継続的な景観の形成と保全を目指していくとのこと、確認させていただきました。

本日の質問を通じまして、本市が令和8年10月に景観行政団体へ移行し、そして令和9年7月から独自の景観計画を運用開始するという大きな一歩を踏み出されたということが明らかになりました。隣接する葛城市が令和2年に移行されてから5年、本市も同じ二上山という景観資源を共有する自治体といたしまして、自らの手で景観を守り育てていく体制が整うことになります。本年2月に国土交通省が発表しました景観・歴まち2.0では「景観行政団体間の連携による広域景観の保全」が今後の施策の柱に位置づけられております。ぜひ葛城市との連携も視野に、二上山を中心とする一体的な景観保全を進めていただきますようお願い申し上げます。

参考までにですが、この景観・歴まち2.0では、景観の再生に当たり、空き家対策との連携の重要性も示されております。本日取り上げました空き家問題と景観行政は、町の将来像を描く上で一体のものでありますし、ぜひとも部局横断的な視点で取り組んでいただきたいとお願ひ申し上げます。

これは個人的な考えでございますが、最近奈良県では飛鳥・藤原の宮都が世界遺産登録に向けて前進したというニュースが取り上げられておりましたが、この二上山も私は十分に世界遺産たり得る要素は持っていると考えております。万葉の時代はおろか、旧石器時代から日本有数の石器生産の拠点であったという点におきましても、将来的に十分価値があると考えております。冒頭でも申し上げましたとおり、香芝市の景観は先人たちが自然との共生の中で育んできた私たちの大切な共有財産でありますし、私もまた一住民として、また議員としてこの景観を後世に引き継ぐことができるよう、引き続き市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。